

那須塩原市議会だより

# ぎかいのひととき

<臨時号>

2021.3.20 No.90



那須塩原市議会

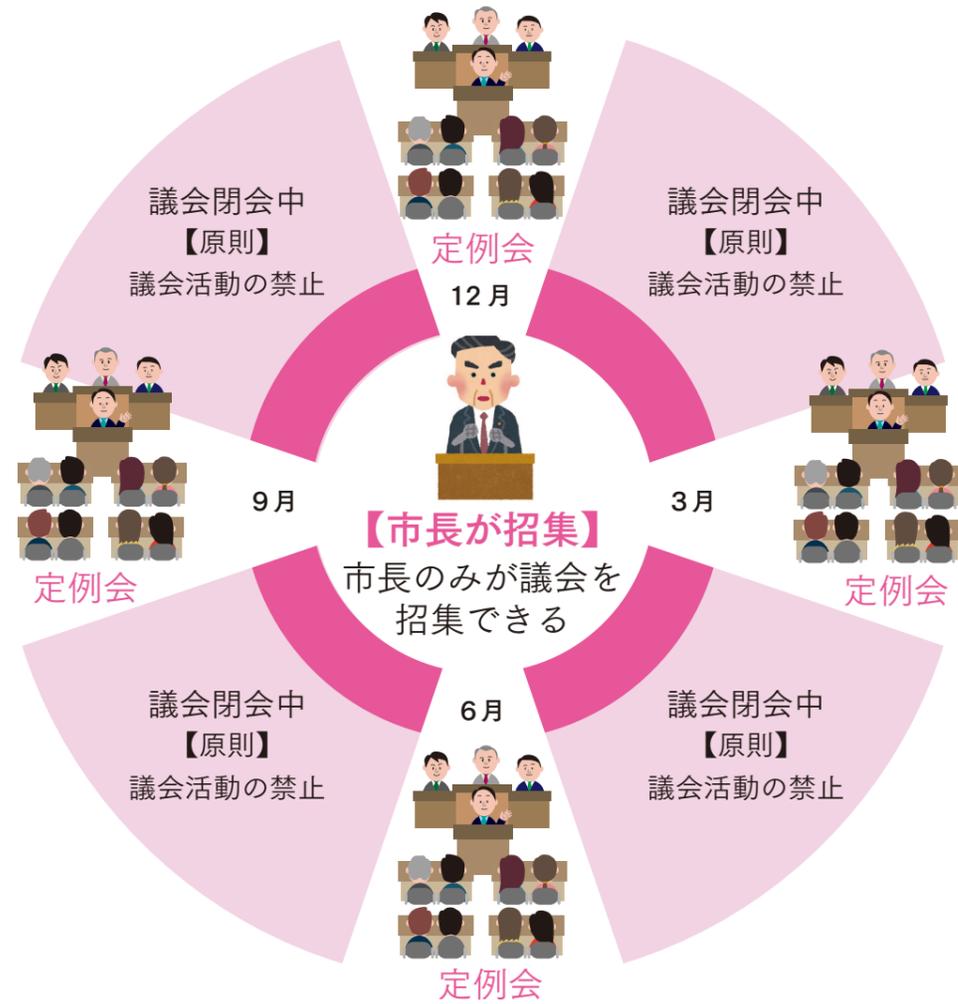
通年議会

はじめます

これまでの議会…………… P 2  
これからの議会（通年議会） …… P 3  
通年議会導入の効果…………… P 4

# これまでの議会

定例会の回数は年4回



## 招集権は市長のみにあり、閉会中の議会活動は原則できない

市長が招集する年4回（3月、6月、9月、12月）の定例会（会期は20日程度）において、議案の審査などを行っていましたが、会期中以外の閉会期間は、原則議会活動ができません。

また、閉会期間中に議案の審査が必要となった場合は、臨時会（会期は通常1日）を開くこととなりますが、一定の場合には議会を開かずに市長が専決処分※することができるとされています。専決処分された事項は、次の議会に報告されますが、事後的なチェックしかできませんでした。

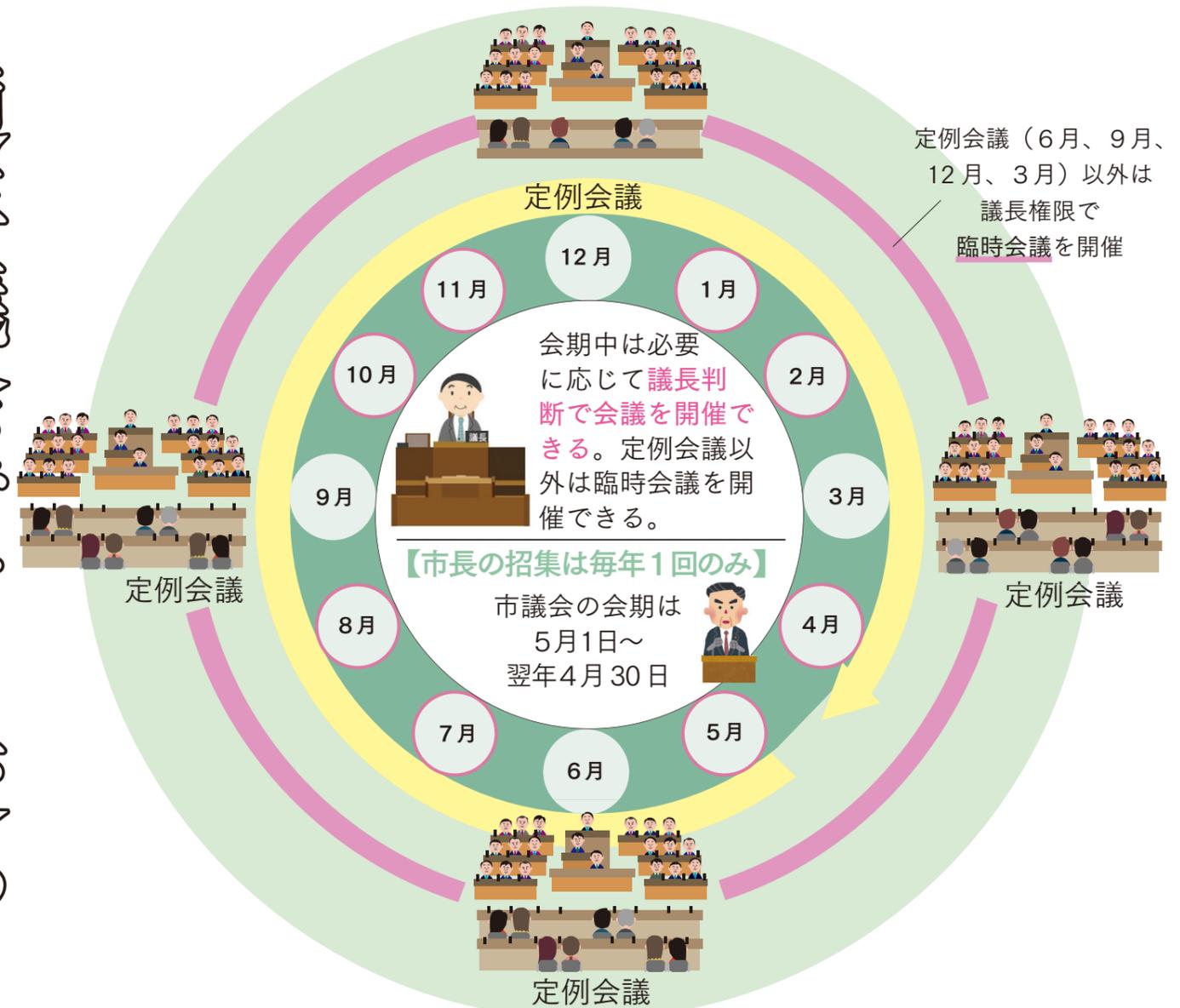
### 用語解説

▶専決処分 … 緊急時に議会を招集する時間的余裕がない場合など、特定の場合に限り、議会が議決すべき事項を市長が意思決定し、処理すること。ただし、専決処分の後に議会に報告や、承認を求める議案の提出が必要です。

通年議会でどう変わる？

# 令和3年5月1日からの議会

定例会の回数が年1回に（会期は約1年間）



## 会期は1年間、議長権限でいつでも会議を再開できる

通年議会導入後、市議会は市長が毎年1回（5月または6月に）招集し、翌年4月30日までの約1年間が会期となり、議案等を審議するために会議を開く必要がある場合は、議長の権限でいつでも会議を再開することができるようになります。（会期始めの招集は市長が行う点は以前と変わりません）

なお、定例会議以外に議決が必要な事件がある場合は、議長の権限で臨時会議を開催できるようになります。

また、会期中の約1年間にわたり委員会開催（議会活動）が可能となるため、常任委員会や特別委員会の活動がさらに活発化することで、より慎重な議案審査や、専門的な調査を行うことが可能になります。



# 通年議会導入の効果

- 1 新型コロナウイルス感染症対策や災害発生時など、緊急時に必要な補正予算や議案などがある場合、即時に会議を開き、審議することができます。
- 2 いつでも会議を開催することができるため、より慎重な議案審査や専門的な調査を行うことが可能になります。
- 3 市政に対する監視機能や政策立案機能の強化が図られます。
- 4 市長や議員が必要に応じて議案を提出できます。
- 5 市長が提出する議案などを、1年を通して審議することができるため、市長の専決処分を抑制することができます。



# 通年議会導入の経緯



1 議会活性化特別委員会発足  
(令和元年5月)

視察先  
○丹波篠山市議会  
○京都市会  
○大津市議会  
○厚木市議会



2 通年議会に関する先進地視察  
(令和2年1月)



3 委員会協議  
(適宜)

協議事項  
○長の専決処分  
○長の招集回数  
○一時不再議の適用方法  
○会議の呼称  
○請願・陳情の提出期限  
…など

4 議会運営委員会へ協議結果を報告  
協議終了

5 臨時議会  
(令和3年1月28日)

通年議会に関わる条例の改正を承認



6 通年議会導入  
(令和3年5月1日より)



## 通年議会は、那須塩原市議会が県内の市町議会で初めて導入します

総務省の調査(平成30年4月1日現在)によると、通年議会(通年の会期制を含む)を導入している自治体は、都道府県で3団体、市区町村で85団体となっています。  
県内では、栃木県議会が通年議会を導入していますが、市町議会では初となります。